

事務局長

皆様、お疲れさまでございます。
本日の総会は農業委員、そして推進委員の全員招集となっております。
公私ともに大変お忙しいところ会議に出席いただきまして、誠にありがとうございます。
また、本日は市の農業振興課から杉山課長、高橋参事、佐々木主査、安部主任、そしてスポーツ振興課からは鈴木課長、長澤主査に出席をいただいております。
この後、議案の説明等をお願いしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局長

初めに、欠席の届出ですが、6番、小松伸一委員から出ております。
それでは、定刻となりましたので、ただいまから第14回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

(午後1時30分 開会)

事務局長

会長からご挨拶がございます。

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。
会議に先立ちまして、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は23名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。
次に、前回6月9日総会から本日までの主な業務報告につきまして、お手元に配付しております第14回総会までの業務報告書をご覧ください。
初めに、6月9日ですが、第13回農業委員会総会を委員23名、推進委員6名の出席をいただきまして、神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。
6月17日には、大仙市農業振興地域整備促進協議会が大曲の本庁舎で開催され、会長が出席しております。本日、議案として上程されております農業振興地域整備計画の変更についてご協議いただいております。
その他につきましては、資料のとおりとなっておりますので、後ほどご確認いただきたいと思っております。
それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長をお願いいたします。

議 長

本日の会議を開催します。
初めに、議事録署名委員を決めたいと思っておりますが、当席より指名することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、7番、伊藤裕樹委員、8番、茂木靖雄委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議 長

議案第1号の「大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題とします。

事務局長

議案第1号 大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
大仙農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき大仙市長より大仙市農業委員会会長宛て諮問があったので意見を求める。

1 番について少々お伺いいたします。

このところ、地図でちょっと見づらいところもありますけれども、パワーのところ、あるいはかっぱ寿司などもありますけれども、その十字路、そして向かい側にはトラックターミナルに向かう真っすぐというか大きな幅を持った道路があるわけです。

さて、今度は今開発しようとしているところの道路ですが、トラックターミナルのところまである程度の幅を持った道路は確保されていますけれども、これから開発されようとしている申請地につきまして、その先については道路計画があるや否や。この地域につきましては、ぼつぼつと開発されたときに、後で道路をつけるということになると、実は緊急車両あるいは冬場の除雪等々を勘案すると、宅地についての住民に対して誠に不便な状況になるわけです。

私は、こういった大きな開発をする際には、やはり行政、そして安全確保のため、あるいは子供のことを考え、広域な、大幅な道路の確保を先に優先をするべきじゃないかというふうに思うわけです。そのところ、お伺いいたします。

参 与

農業振興課、杉山です。

この分譲につきましては、現在のところどういったところで出入りするかということ、ちょうどこの申請地の分かるところ、1 ページ目の真ん中のところに、真っすぐ下に13号バイパスへ延びるところがございます。このところが8メートル道路になっていまして、この分譲地の中にも同じような8メートルの分譲の、真っすぐ8メートル道路が通る予定でございまして、ここからまず出入りするというような計画と伺っております。

先ほど渡邊委員申されましたトラックステーションの横のところ、このところについてはまず都市計画道路の計画もこのところはずっとございませぬし、現状のところは、今のところは線引きというのは全くされていないですけれども、いずれにせよこの辺りにつきましては、どんどん住宅が延びるというふうには私どもも考えておりまして、ここで即答できるものではないですけれども、計画に応じて対応していくことになるかなというふうには考えております。

渡邊委員

それでは、要望として捉えていただきたいと思います。

今ご説明になった、いわゆる赤い地区からの真っすぐの線、例にもありますよというようなことですが、実はこれ片方だけの路線に、13号線の片方だけの路線に行く道路であります。要するに、六郷にしか行けない道路であります。しかも、三角になって、鋭角になっている。こういった言わば危険性を伴ったところに大きな宅地が造成されるということは、やっぱりこれ、私はやめろということを言っているんじゃないで、先に道路を確保するのが優先だと思うので、そういったことを要望していきたいなというふうに思います。よろしく願います。今、質問じゃないんだから。

参 与

要望としたいと報告させていただきます。

議 長

ほかにありませんか。
伊藤委員。

伊藤委員

いつも農地のをやっているからですけれども、全部4つとも下水とか汚水とか、完全なことをやるということになっておりますけれども、実際はやっぱり農家でもトラブルが起きている、ちょっとあるようですので、その辺はきっちりやってもらって、そして各地区の農地パトロールの時に見ながら、皆に見てもらおうという、そういうふうな方向もしていかなければならないと思いますので、まず下水汚水はきちっと指導してやってもらいたいと思います。

- 参 与 特に1のところだと思んですけども、開発業者さんが隣地との立ち合いの境界の図面お持ちしてしまして、私は住んでいるというような形で私どももお伺いしております。おっしゃられるとおり、雨水ですとか生活排水については、土地改良区とのお話は済んでいるんですけども、注意しながらやってまいりたいと思います。
- 議 長 よろしいですか。
ほかにありませんか。
(なしの声)
- 議 長 質疑ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)
- 議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。
- 議 長 次に、議案には含まれていませんが、多目的人工芝グラウンド整備に伴う計画の変更について、スポーツ振興課から説明をお願いします。
- 参 与

皆様、本日はこのような説明の時間をいただきまして誠にありがとうございます。

私は観光文化スポーツ部スポーツ振興課の鈴木と申します。

同席している職員は、本事業の主担当である長澤主査です。

それでは、大仙市多目的人工芝グラウンドの建設概要について説明いたします。

本事業につきましては、平成30年5月22日に大仙市体育協会会長が請願者代表となり、大仙市議をはじめ、各スポーツ団体など9,092人の署名による、多目的人工芝グラウンド整備を求める請願書が大仙市議会議長に提出され、同年6月の大仙市市議会定例会において採択となっています。

本市としましても、野球やサッカーに限らず、グラウンドゴルフや地域運動会など多種多様な運動やスポーツが可能となり、幅広い世代が利用できることにより、体力や競技力の向上による健康なまちづくり推進につながることで、また、県内外から各種大会やスポーツ合宿の誘致、各種スポーツ教室やイベントの開催が可能となり、交流人口の増加による地域活性化が見込まれることから、多目的人工芝グラウンド候補地選定委員会を設立したものであります。

同委員会においては、大仙市全域を対象に候補地を検討した結果、大仙市ふれあい体育館周辺を建設候補地として決定しています。

この後、市担当より候補地選定の内容や施設の概要、今後のスケジュール等について皆様に説明いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、事業の詳細についてご説明いたします。

座って説明させていただきます。

表紙の写真については、山口県防府市の施設で、今回建設を検討している施設に近いイメージになります。

お手元の資料を1枚めくっていただきまして、本日の説明内容と項目を記載しております。

候補地の選定、基本設計、工事等の日程についてご説明させていただきます。

まず1、候補地の検討と評価についてです。

建設候補地検討委員会を設置し、既存施設の供用と活用、施工日、利便性、経済効果、安全性などの重要項目で比較検討されております。また、廃校施設の活用も検討しましたが、施設の老朽化が進んでおり、今後経費がかさんでいくことが予想され、供用、活用の面で懸念があるとの結果で、利便性等のほかの14項目においても、候補地検討委員会での評価は得られておりません。

1年間にわたる候補地検討委員会での協議の末、仙北地区のふれあい文化センター、ふれあい体育

館周辺が圧倒的な総合評価を得ており、具体的な用地としては次のページに記載させていただいております。ふれあい体育館北側、タニタ様東側の水田地帯を希望しております。現在は事前に地権者の皆様方からご理解をいただき、ご協力の上、地質調査や測量等の業務を行わせていただいております。

続いて、3、基本設計についてです。

今後軽微な修正が入る可能性はございますが、構造はこの図面のとおりでございます。大人用サッカー場が2面、少年用サッカー場が4面、学童野球、500歳の野球場が2面、グラウンドゴルフのコースは10コース以上が設置できる仕様になっております。全面人工芝でこのサイズの施設は、県内では唯一、東北では2か所目で、全国的に見ても数か所で、注目を浴びているところでございます。

また、サッカー競技においては、日本サッカー協会が推奨する国際基準のフィールドサイズを満たしており、各種公式大会の誘致に適用しております。学童野球はもちろん、500歳野球の会場としても検討しております。また、多目的な活用として他競技のみならず、地域イベントや小中学校のイベント開催としても活用が期待されます。

完成後は、特に地域住民の皆様方から利活用していただき、親しまれ、市民が誇れる施設とその運用を目指してまいります。

最後に、4、工期等の日程についてです。

ご覧のとおりのお予定となっております。現在は地権者の皆様方からご理解とご協力をいただき、調査業務を行っている最中でございます。早ければ年度内に本格的な着工等を計画しており、令和4年度は造成工事、令和5年度に人工芝設置後、令和5年夏頃からの運用開始を計画しております。

説明は以上となります。

議長	説明が終わりました 質疑ございませんか。 菅原委員。
菅原委員	1番、菅原です。 若干説明不足というか、ちょっと聞きたいんですけども、この図面で小さくて分からないんですけども、これ、総面積どのくらいの規模なんでしょうか。それから、農地面積の削除される部分、農地の除外される部分がどのくらいなのか、分かるようであれば説明していただきたい。
参与	面積は2万8,000平米です。この図面にあるところ、現況が全て田になっておりますので、同じ面積になると思います。
議長	ほかにありませんか。 足達委員。
足達委員	22番の足達です。 参考までに聞かせていただきたいのですが、これ、事業費幾らなのかということ、それが全額市の負担であるか、それと年間の維持費というのはどのくらい見ているか、お願いします。
参与	事業費につきましては、ただいま実施計画を策定中です。10億を超える事業になると思います。これから実施設計書ができてくる最初の詰めの段階で、少しずつ詳細を確定していきますので、はっきりした数字は今のところは出せないんですけども、10億前後になると考えております。 それから、年間の維持費ですけれども、先ほど説明で、東北でこのような施設、2つ目というふうに説明させていただきました。もう一つ、既に出来上がっているところというのは山形県の米沢市にあります。年間の維持費が約1,000万ほどになっております。ただし、こちらは人件費の部分が大きいので、管理につきましてはいろいろな管理の方法があると思いますけれども、我々の大仙市のほうでは、それよ

りは少し落としたいと考えております。

また、補助金ですけれども、国の補助金、交付金を今申請中です。こちらはこの事業費でいきますと最大で5億円、これを今申請している途中で、採択になるか、ならないかというのはこの後になります。

このような状況で事業のほうを進めております。

議 長

ほかにありませんか。

齊藤委員

9番、齊藤です。

図面の体育館とこの申請地、候補地の間には、舗装されていますが、農道が多分あります。候補地と農道の間には、大変主要な用水路があったように、現地、私見に行ったわけですけれども、その用水路、道路と隣接する農地、不便のないような、工事と一緒に手を加えるということは考えていらっしゃるのでしょうか。もしなければ、隣接する農地で少しでも迷惑かけないように、計画の中に入れていただければと思うのですが、大変難しいことでしょうか。いかがでしょうか。

参 与

ありがとうございます。おっしゃるとおり重要な用水路、中央と北、南、3本あります。こちらのほう、中央がちょうど人工芝の下になりますので、こちらのほうの切り回しをしっかりと考えて設計に入れております。この用水路の水量をしっかりと処理できるような用水路を新たに同じ場所に設置する予定です。よろしく願いいたします。

議 長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑ないようですので、本件については以上といたします。

議 長

次に、議案第2号の「農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定による意見について」を議題とします。

事務局長

議案第2号 農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定による意見について
農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定による農業経営基盤強化促進に関する基本構想の変更について、同法施行規則第2条の規定に基づき大仙市長より大仙市農業委員会会長宛て諮問があったので意見を求める。

令和3年7月8日提出

大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長

本案件について農業振興課の説明を求めます。

参 与

議案第2号、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定による意見につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について規定しております農業経営基盤強化促進法施行令に基づきまして、おおむね5年ごとに見直しを図ることとされております。

今般の大仙市の構想につきましては、今年3月に県が基本方針を改正したことによる見直しでありまして、合わせて廃止された農地利用集積円滑化事業に関する事項の削除や現状地の変更など、必要な見直しをするものでございます。

見直しをすることにあたりましては、基盤の強化促進法施行規則第2条によりまして、農業委員会、あと農業協同組合さんの意見を頂戴いたしたいと考えており、お諮りさせていただきますので、よろ

しくお願いいたします。

なお、見直しの内容につきましては、担当の佐々木主査から説明させていただきます。

農林部農業振興課の佐々木と申します。

ただいまお話にもありましたように、市で定めております農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、まず基本構想ということで略して言ったりもしていますけれども、これに関する変更案ということで、私のほうから説明させていただきたいと思います。

すみません、座って説明させていただきます。

それで、この基本構想は皆さんご存じだと思いますけれども、まず簡単に説明させていただきますと、前提は法律になります。農業経営基盤強化促進法といい、略して基盤強化法と呼ばれたりしている法律ですけれども、どういうものかという、農家の方の経営基盤を強化しまして、農業そのものの発展を目指していく、そういった趣旨の法律になっており農業経営基盤の強化を実現するためにいろいろとやらなければいけないことを定めております。

その一つとして、資料の①をご覧ください。

議案第2号資料①ということで、1枚もので基本的な構想の見直しについてというタイトルの紙がありますけれども、この上のほうの囲み書きのところの上のほうの米印ですけれども、まずやらなければいけないこととしまして、都道府県レベルで、秋田県のほうで同様の名称の基本方針、方針を定めなさいというふうに決められております。ただ、つくって終わりということではなくて、やっぱり世の中どんどん変わっていきますので、徐々に時代に合わなくなっていってしまうということで、大体5年というスパンで、見直しをしなければいけないというように決められております。

次に、下のほうの米印ですけれども、今の基本構想こちらのほうをまず大仙市、市町村のほうで定めることができるということが決められております。さらに、基本構想については下の米印のほうに書いてありますけれども、県の基本方針に即してつくらなければいけないということが決められてございます。今回、県のほうの方針が改正になりまして、今年3月にでき上がったのですけれども、3月に改正となりましたので、市のほうも基本構想の変更をしなければならないということでございます。基盤強化法の施行規則によりまして、基本構想の制定、変更をする際には農業委員会で意見をお伺いしなければならないということになっておりまして、それで今回総会にお諮りすることになったという次第でございます。

それで、今回の見直しのポイントですけれども、資料①の囲みの下、主な見直し内容ということで、5つ挙げていますけれども、資料3の新旧対照表を使いながら順番に説明させていただきたいと思っております。

それでは資料③の1ページをご覧くださいなのですが、これは、右側は改正前ということと現行のものになっておりまして、左側のほうが改正案になっております。

それで、一番上の第1です。農業経営基盤の強化の促進に関する目標ということで、この部分、農業経営基盤の強化に向けまして具体的に何をやっていくか、それについて定めた部分ということになります。ここについては、まず前回の大きな見直しが平成26年だったということで、大分時間もたっていますので市の概要的な部分や数字的な部分を最新のものに改めております。

例えば大きな1番、2行目です。大仙市の土地の総面積ですが、右側、8万6,677ヘクタールから、左側、8万6,679ヘクタールとなっております。同じく今度3行目の水田面積ですけれども、1万8,500ヘクタールから1万8,200ヘクタールとなっております。

このような形でまず数字の更新をしたということと、県の基本方針に即しまして、表現の見直しですとか追記のほうを行っております。例えば1ページから2ページにかけまして、大きな2番ですけれども、こちらは大仙市の農業の課題的な部分について書いて、最後の部分に農業を取り巻く環境が大きく変化している、高齢化により労働力、後継者不足の問題が顕著になっている、ICT等技術が進歩してきている、新型コロナの問題により消費者ニーズが変化してきているといった旨の県の基本方針に即しながら、さらには昨今の情勢を反映させた形で追記を行っております。

同じように、6ページの4番ですけれども、大仙市農業の目指すべき方向的な部分について書いていますけれども、真ん中より下あたりに1段落追加しております。

今後、法人化をやったり、複合化を促していくと。圃場整備など、経営の合理化を図っていく。ICT、スマート農業の普及に努めていく。まずそのような旨の追記を行っております。

また、少し飛びまして、8ページの左側、大きな6番では、新規就農者の累計が273名であると。一定数を確保することはできている。しかし、引き続き確保に努めていくということで、近年の状況を、反映させた表現に改めております。

以上ですけれども、大仙市では今の3月、第4次農業振興計画を策定しまして、向こう5年間の計画を立てまして、4月から実現に向けて頑張っているところです。そういったものとの整合性も図りながら、大仙市の現状であったり、昨今の情勢を踏まえたものにしたというのが見直しの内容でございます。

続きまして、今度9ページになりますけれども、第2ということで、今度は営農の類型ごとの広域のかつ安定的な農業経営指標ということで、まず具体的なものとしては、32ページ以降にある表ですけれども、こちらは農家さんが農業経営改善計画、認定を受けようとするときに認定農業者になろうという方で、目指すべき数字、言わば要件のモデルということになっております。これもやっぱりこれまで県の基本方針に即してつくっていたんですけれども、その基本方針のほうが今回見直しとなりまして、まず地域の実態を踏まえて、さらには実現性のあるものにするという理由だったんですけれども、それに合わせる形を変更を行おうとするものでございます。

具体的には、まず35ページの右側が今の、現行のものになっているんですけれども、大きな1番としまして個別経営体、個人の方の営農類型です。これも一番上にあります水稻と大豆、水稻プラス大豆をはじめとしまして、33ページにかけまして20あったわけなんですけれども、これもまた25になりまして、同時に指標、中身の見直しも行っております。

今度34ページになるんですけれども、組織経営体、これは農業法人なんですけれども、これが1番の水稻と大豆をはじめとしまして、まずこれも6つあるんですけれども、それが36ページ、37ページにありますとおり6つか5つになりまして、やはりその中身、指標の見直しも行っております。

このような形で認定農業者になろうという方の指標について、県の基本方針を基に見直しをしたというのが2つ目になります。

あと、3つ目はこれに関連するんですけれども、すみません、ちょっと戻っていただいて9ページになるんですけれども、9ページ、下の第3です。新たに農業経営を営もうする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標ということで、今度は認定新規就農者のお話なんですけれども、まず冒頭の3行にありますとおり、新規就農者につきましても、今ご紹介した新しい指標の類型によることになるとというのが3つ目のポイントでございます。

続きまして今度4つ目のポイントですけれども、11ページの第1項、農業経営基盤強化促進事業に関する事項ということで、こちら農地の利用権設定などについていろいろと定めているところになっているんですけれども、この部分については、まず変更点としましては、大きなところとしては農地利用集積円滑化事業、ご存じのとおり円滑化事業なんですけれども、一括化事業、大仙市の場合はまず農協さんが事業実施主体としてこれまでいただいたわけなんですけれども、それに関する規定を削除するというのが主なポイントになります。

と言いますのも、円滑化事業はまず平成21年にできたんですけれども、これまで基盤強化法に盛り込まれておりました。その関係で、基本構想のほうにも円滑化規定をまず入れていたわけなんですけれども、それが平成22年だったんですけれども、令和元年、基盤強化法がちょっと改正になりまして、円滑化事業がもうすぐ廃止された。さらには、ご存じのとおり農地中間管理事業のほうに円滑化事業が統合されまして、一体化されまして、今に至っております。それに伴って、基本構想からも円滑化規定をまず削除する必要があるということでございます。具体的には11ページになるんですけれども、農業経営基盤強化促進事業の一つとしまして円滑化事業で③だということで上がっていたわけなんですけれども、まずこれを削除しております。

また、11ページの一番下に円滑化事業について積極的な取組を行うということでお伝えしていたんですけれども、これも削除ということになっております。

さらに、12ページから14ページにかけて、円滑化団体から続く利用権設定だったり主体団体として挙げられていたんですけれども、まずこれを一律削除としております。

あと、15ページの右側、4行目あたりになります大きな3番です。改正前のほうに、右側のほうに大きな3番ということで、円滑化事業の実施の促進に関する事項ということであったわけなんですけれども、それも削除としております。

第5としては以上になるんですけれども、ちょっと19ページ、すみません、ご覧いただきたいん

ですけれども、右側の改正前の下のほうになるんですけれども、第6としまして、やっぱり円滑化事業に関する事項ということで大きな項目を設けていたんですけれども、これについても結果として削除しております。

それに代わりまして、これからはまず国策である中間管理事業です。人・農地プランによりまして積極的に進めていきたいと思いますということで、それは27ページになるんですけれども、まず農地中間管理事業です。独立的に6番の大項目としております。

本文に関する説明は以上になるんですけれども、最後に、資料3の最後のページをご覧くださいなんですけれども、別紙の2番です。基盤強化法に基づく利用権設定の存続期間についてということで定めてあったんですけれども、この期間について、3年または6年ということで、今回右側のほうでは定めていたんですけれども、実際にこの期間になっているケースはちょっとあまりなかったということで、実際に合っていないということで変更を行っております。

見直しに当たりますは、まず固定資産など、近隣市町村のほうを参考にしまして、まず基本20年以内、ただし妥当な存続期間にすることもできるということにさせていただいております。

以上です。すみません、時間の関係もあって、簡単でしたけれども、地域基本構想の変更案ということでご説明させていただきました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

足達委員

22番の足達です。
これに対するお願いですけれども、今、見直しということで、県から定期的な見直しということで説明がありまして、今回あらかじめ書いてあるところは多分事務局で、各方で、担当のほうで書いていたと思いますけれども、この中で評価したい部分が私ありまして、4ページの赤字で書いているところなんですけれども、これ、基本目標に従って市でどのようなことに取り組むかという内容ですけれども、ちょうど県のところに、2行目、3行目ですけれども、兼業農家が作業に従事しながら農作業に従事するよう地域農業を維持、発展する指針づくりを推進すると書かれていまして、まさに地域農業は大規模農家だけでなく兼業農家も支えている部分が大分あります。そういう意味では、こういう一文が入ってよかったなと思っています。ぜひ私も中立的な立場ですけれども、大規模農家も含め、それから兼業農家も含めて、今後も市の施策を推進していただきたいとは思っています。

参 与

大変ありがとうございます。まずは、このたびの県の基本方針の改正に合わせまして、今つくった第4次農業振興計画ですとか昨今の状況、そういったものを加味しながら文章をつくって見たわけなんですけれども、市のほうの計画と合わせてこれらの実績に向けてまず邁進していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございます。
ほかにありませんか。
(なしの声)

議 長

質疑ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長

ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり同意することに決定しました。
ここで、農業振興課並びにスポーツ振興課の職員が退席しますので、暫時休憩します。

議 長 | 事務局より報告願います。

参 与

119ページをご覧ください。
記載の6法人からの報告がありました。
順に読み上げるところではございますが、総会時間の短縮のため省略させていただきます。ご了承ください。
詳細につきましては、120ページから142ページをご覧ください。
結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議 長 | 以上、報告といたします。

議 長 | これで本日の日程は全て終了しました。
そのほかに事務局から何かありませんか。

事務局 | 先日、足達委員より要望のありました法人の一覧表につきまして、皆様のところへA31枚の裏表で印刷し、お配りしておりますので、ご覧くださいませようお願いいたします。
次に、農地パトロール実施についてのお願いです。
毎年、農業委員並びに農地利用最適化推進委員の皆様の実施していただいている農地パトロールにつきまして、今年度もできれば8月中、遅くとも9月中には実施して下さるようお願いいたします。
なお、活動日と時間につきましては、活動記録簿と活動実績報告書に忘れずに記載して下さるよう併せてお願いいたします。

事務局 | 事務局の高橋ですが、私のほうから幾つかご説明させていただきたいことがありますのでご説明いたします。
まず、先日も報告しました令和2年度の決算額に訂正箇所がございましたのでご説明いたします。
お配りしました資料、令和2年度農業委員会歳入歳出決算（訂正）をご覧ください。
訂正した箇所は全部で5か所ございまして、歳入歳出ともに網かけをした部分でございます。訂正した箇所の数字を読み上げていきます。
まず、歳入のほうの歳入合計額の規格の欄ですが、正しい数字は1,928万5,428円でございます。
続いて、歳出のほうの農業委員会事務費の本年度決算額と不用額についてですが、正しい数字は本年度決算額が236万7,650円、不用額が88万2,350円でございます。
同じく、歳出のほうの歳出合計の本年度決算額と不用額についてですが、正しい数字は、本年度決算額が4,445万6,676円、不用額が2,137万1,324円でございます。
以上、令和2年度農業委員会歳入歳出決算の訂正についてご説明いたしました。

次に、農業委員会等の公務災害補償制度についてご説明いたします。
お配りしました農業委員、農地利用最適化推進委員等の公務災害についてという資料をご覧くださいと思います。
皆様ご承知のとおり、この保険制度は一般社団法人全国農業会議所を保険契約者として、農業委員及び農地利用最適化推進委員が公務の事故によって死亡または入院、通院した場合に保険金をお支払いする制度でございます。例年どおり今年もこの保険に加入したいと思っておりますので、どうかご了解願います。

また、手続の関係上、7月分の報酬からA型の保険料1口1,000円を引かせていただきたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

次に、お配りしました令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画という資料と、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価という資料についてご説明いたします。

こちらの資料には、農業委員会事務の実施状況について、現状、課題、目標、評価などがそれぞれ記載されております。

また、こちらの資料につきましては、例年どおり平成28年3月4日付農林水産省経営局農地政策課長を通じ、農業委員会事務の実施状況等公表についてに基づきまして作成したものでございます。6月の下旬から市役所のホームページにも掲載しておりますので、後でご覧いただければと思います。

次に、農業委員会活動記録簿の記入方法の変更についてご説明いたします。

皆様方から毎月、農業委員会活動記録簿を提出していただいておりますが、今までは活動時間を記入する欄に数字または丸や三角などの記号、どちらかを記入していただいておりますが、8月分以降は活動時間を全て数字で記入していただくことに変更しましたので、よろしくお願いいたします。

最後にですが、お配りしました令和3年度コロナ禍における農業生産の実情と要望等に関するアンケート調査についてご説明いたします。

このアンケート調査は、コロナ禍における農業生産の実情と要望等を確認するために実施するものでございます。そして、調査結果を精査し、要望書という形にまとめ上げて、今年の11月に開催される秋田県農業委員会大会に提出する予定でございます。調査票の提出先ですが、7月30日金曜日まで農業委員会事務局または各支所、分室へご提出ください。

お忙しい中、大変お手数をおかけしますが、どうかよろしくお願いいたします。私のほうからは以上です。

議 長 委員の皆さんから何かありませんか。

明平委員 ちょっと遅くなりましたけれども、4月に、母の葬儀の際に委員の皆様からたくさんの志を頂き、本当にありがとうございました。この場をお借りしてお礼の言葉いたします。ありがとうございました。

議 長 ほかにありませんか。

佐藤委員 今日の説明にあった活動記録簿の時間の記入ですが、その都度事務局のほうから、今日は2.5だとか3時間だとかとだけいただければ、皆さんと統一が取れるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 そうしましたら、こちらで記載する分につきましては、最後にお知らせすることになります。

議 長 ほかにありませんか。
(なしの声)

議 長 ないようですので、以上をもちまして第14回大仙市農業委員総会を閉会します。本日はご苦労さまでした。

|

(午後 3 時 4 1 分 閉会)